

令和6年第1回定例会 産業建設委員会 報告（要点筆記）

議案第1号 四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例の制定について

質 疑

○委 員

手数料条例について、この制定により、どの程度の収入額が見込まれるか伺う。

○理事者

手数料については、土砂1立米につき770円と設定し、その対象土量が約80万立米であることから、収入額は6億1,600万円を見込んでいる。

○委 員

収入額について、企業用地の売却価格に反映させるものであるか伺う。

○理事者

収入額については、売却単価に転嫁するものではない。

議案第3号 四国中央市下水道事業経営審議会条例の制定について

質 疑

な し

議案第5号 四国中央市監査委員条例等の一部を改正する条例について〔所管分〕

質 疑

な し

議案第16号 四国中央市漁港条例の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第17号 四国中央市営住宅条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

切山住宅について、住民が退去された時期を伺う。

○理事者

住民は、令和5年2月に退去された。

○委 員

切山住宅のほか、非常に古い住宅もあるが、鉄砲町住宅、俵木住宅について、住民がいるか伺う。また、用途廃止等、今後の予定についても伺う。

○理事者

鉄砲町住宅には、入居者がいる。俵木住宅については、令和6年度に解体する予定としている。老朽化した古い住宅については、今後、用途廃止等を検討してまいりたい。

議案第18号 四国中央市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

これまで伊予土居駅では、駐輪場が整備されていないまま駐輪されているものであるが、利用台数はどの程度であるか伺う。

駅の周辺には、2件ほど民間の駐輪場があったと思うが、民業圧迫につながらないかについても伺う。

○理事者

駐輪台数については、日によって異なるが、1日当たり約70台である。

周辺の民間駐輪場については、数年前から営業していない。また、地元からも駐輪場整備の要望があったことにより今回の整備を行うものである。

○委 員

この駐輪場が駐車場の中に整備されたことにより、今後、駐車場に関してどのような対応を予定しているか伺う。

○理事者

駐輪場の整備後、駐車場は3台分を残している。これまでの利用状況及び土居町商工会との協議により決定したものである。

議案第19号 四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

条例の給水人口等を変更しなければ今後の計画が進まないという認識でよいか伺う。

また、条例の第7条は職員の賠償責任についての記載であるが、変更が行われるものではないか伺う。

○理事者

今回、土居地域の水道事業で浄水施設の整備を行うために、県へ提出する事業認可の変更が必要となり、変更認可を受けるために本条例を改正する必要があったもの。変更前については、土居地域の小富士長津水道事業に、土居、関川、北それぞれの水道事業を単純に合わせた数字で認可を取っていたが、今回の変更認可に当たり、現状に合わせた給水人口等に改めることにより、過大な施設整備を防ぐことにつながるものである。

第7条については、準用する地方自治法の条項のずれに合わせた条項の整備である。

議案第20号 四国中央市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第21号 令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

質 疑

○委 員

都市計画費の公園整備事業について、E S C O事業委託料の内容を伺う。

また、都市計画基礎調査業務等委託金について、内容を伺う。

○理事者

ESCO (Energy Service Company) 事業は、電力消費量の削減を図るために、照明機器等のLED化など、機器改修に係る業務について、調査から取替えまでを一括して行うもので、LED化が完了した後も省エネ効果が一定期間保証される事業である。本市においては、16か所の公園及び5か所の体育施設について、屋外、屋内の約1,900灯をLED化しており、業者の選定は公募型プロポーザル方式により実施した。

都市計画基礎調査については、都市計画法に基づき、県と市が協働して、人口、産業、土地利用、交通などの現況と将来の見通しを把握するもので、おおむね5年ごとに行う。今回の調査業務において、市が発注して成果があったデータは県と共有するものである。

○委員

工事等の全般について、物価高等の影響で資材調達が難しくなることや、人手不足となることなどを要因として、工期が延長され繰越明許が出てくるなどの状況について伺う。

○理事者

現在の社会情勢により、材料の調達について難しい状況になってきている。また、建設業の働き方改革として、今年度から週休2日を月に2回実施することを推進しており、工期についてもそれを考慮して設定する必要が生じている。会計年度独立の原則を守っていかなければならないとは考えているが、労働環境の改善もあり、繰越しが増えている状況である。

○委員

農林水産業費県負担金の地籍調査事業負担金と、農林水産業費県補助金の地籍調査事業補助金について、減額の要因を伺う。

○理事者

歳入の減額については、当初約9,300万円の事業費を県へ要望していたものが、内示額が約7,300万円であったため、事業費を見直したことにより、合わせて約1,400万円の減額となったものである。

○委員

事業費の内示による減額分がそのまま反映されたのみであるか伺う。

○理事者

この予算は、補助金の歳入についてであり、事業費の75%が補助されるもので、内示額である約7,300万円の75%が歳入となる。

○委員

歳出の地籍調査事業等委託料について、1,635万8,000円の減額となっているものは、その補助金の歳入が反映されたものであるか伺う。

○理事者

歳出の減額については、内示額が減額され、事業計画を見直したことによる約996万7,000円の減額と、入札減少金が約639万1,000円発生しており、その合計額である。

議案第25号 令和5年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）

質 疑

○委 員

外壁改修工事を行う対象について伺う。

○理事者

対象は、大江2号上屋と大江4号上屋である。

議案第26号 令和5年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

質 疑

な し

議案第27号 令和6年度四国中央市一般会計予算〔所管分〕

質 疑

○委 員

商工使用料の川之江城天守閣観覧料等に関連して、年間の観覧人数の実績数を伺う。

○理事者

川之江城天守閣の観覧人数については、令和4年度は5,050人、令和3年度は天守閣が3,563人、涼櫓の利用者数を合わせると3,598人であった。

○委 員

令和3年度と比べて令和4年度の数が増えた背景には、歴史ブームなどの影響があったと考えられるか伺う。

○理事者

人数の増加については、新型コロナウイルス感染症の落ち着きによるものと考えている。

○委 員

森林環境譲与税基金積立金について、現在の積立額を伺う。

○理事者

令和5年度末の予定積立額は、1億4,445万6,000円である。

○委 員

商工振興費について、商工会補助金の内容を伺う。

○理事者

商工会補助金については、中小企業または小規模事業者の経営力強化及び経営環境整備を図ることを事業目的とし、内容については、講習会等の開催、各部会の事業報告など、経営に関する様々な取組への補助を行うものである。

○委 員

道路台帳管理委託料について、内容を伺う。

○理事者

市道を改良した後に台帳を整備していくもので、道路法第28条に基づき道路管理者は台帳を整備、保管し、変更があった場合には速やかに訂正しなければならないものである。

○理事者

管理する市道の台帳整備の委託で、例えば道路を新設した場合、その部分を台帳に追加していくというものである。道路台帳の整備は、市道の延長などの集計表や、幅員や水路などの状況を図化した平面図の整備を行うものである。

○委員

これは市道に関してのものか伺う。

○理事者

道路法に規定されている道路である市道が対象である。

○委員

これは毎年整備するものか伺う。

○理事者

毎年整備している。

○委員

江之元地区再開発事業について、全体の事業期間及び事業費を伺う。

○理事者

事業期間については、平成8年度から令和6年度までの29年間で整備することとなっており、来年度が最終年度で、これまでの進捗率は97%である。事業費については、全体計画が25億円で、そのうち24億円を執行している。

事業内容は、12路線の道路整備、住宅整備に関して、老朽住宅除去あるいはコミュニティ住宅の整備、そのほか2か所の公園整備である。

○委員

パラグライダー大会補助金について、塩塚高原はパラグライダーができる場所として魅力的な観光資源になると考えられる中で、パラグライダーの発展を進めるに当たって、取組の実施状況と方向性について考えを伺う。

○理事者

補助金については、地域の方が中心となっているクラブへの補助を行うものである。また、塩塚高原を守る一環として3月末に山焼きを予定しており、観光スポットとしての検討も行ってまいりたい。

○委員

このパラグライダー大会の参加者数を伺う。

○理事者

対象のパラグライダーのクラブに所属する20名のほか、市民等が参加できる大会である。市民の参加人数は、令和4年度が20人、令和5年度が15人であった。

○委員

みなと修景事業について、ガントリークレーンのライトアップに1,700万円を投資してシティプロモーション等を図ることに対しての考えを伺う。また、その費用対効果についても伺う。

○理事者

今後の活用として、市民の意見を聞きながら、市民に喜んでもらえるイベント等を実施し、市民に受け入れられる形で進めることが大事であると考えている。子育て施策や豊かな自然など、子供たちが将来このまちにとどまるきっかけは様々なものがあると思

われるが、その中の一つとして、イベントに参加した子供たちに港がきれいであるという思い出を持ってもらうことで、10年、15年先もここに残ってもらえればと考えている。そのためには、市民への説明も丁寧に行いながら事業を進めてまいりたい。

費用対効果を金額で表していくことは難しい。そのため、しかるべきタイミングで市民の方へのアンケートなどにより、本事業に対する評価をいただくことで、受け入れられているものであるか、効果があったものであるかが判断できるものと考えている。事業費については、現在、設計等をしているところであり、陳腐化しない程度に精査してまいりたい。

○委員

本来であれば、市民に求められ、期待に応えるための予算であるべきものが、予算化した後に市民に喜ばれるように計画していくというものは逆である。予算をつけるのであれば、市民の集いの場となり、市民が喜び、楽しめる場となるように、提案にあった活用方法以上のものを考えて実行していただきたい。

○委員

都市計画費のうち、住宅・建築物安全ストック形成事業の木造住宅耐震改修補助金について、前年度から約200万円増額されている。また、狭あい道路拡幅整備事業についても、前年度から約100万円増額されているが、これらの増額の要因を伺う。

○理事者

住宅・建築物安全ストック形成事業については、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事などの補助金である。今回、増額した約200万円については、耐震改修工事2件分の予算を増額したものである。

狭あい道路拡幅整備事業については、前年度から約100万円増額しており、これまでの実績及び要望の状況から予算計上をしたものである。

○委員

狭あい道路拡幅整備事業について、要望もある中で年に何件程度の整備事業を実施しているか伺う。また、年によって件数の増減があるものか伺う。

○理事者

実施件数については、年によって増減がある。令和5年度の実績では、測量分筆等の委託が3件、道路舗装等の工事が4件である。

○委員

みなと修景事業について、活用の仕方、シティプロモーションなどについての考えの総括をしていただきたい。

○理事者

みなと修景事業については、市民目線で見直した上で、その執行段階においては、イベントの実施、周知など、最大限の努力を行ってまいりたい。

○委員

雑入の住宅補修自己負担金について、住民の要望に応えられるような補修を進めてほしいと思う中で、市が修繕を行うことのできる対象の基準について伺う。

○理事者

住宅補修自己負担金については、退去時に個人負担する改修費用の受入れ分の金額を計上したもので、畳、ふすまなどについて、その実費をいただくものである。

市が修繕を行う対象について、蛍光灯などの消耗品や排水の詰まり解消などは入居者の負担となるが、それ以外の傷みについては、市が修繕の対応を行っている。

○委員

住宅の玄関扉については、市の修繕対象となっているものか伺う。

○理事者

故意に傷めていないものは、市の修繕対象としている。

○委員

地域営農推進事業補助金について、前年度から減額されているが、その要因及び補助金の目的を伺う。

○理事者

補助金については、うま農業協同組合に対して補助を行っているもので、共同機械設備関連のほか、里芋に関する環境保全型農業の推進事業などの各種事業を実施している。前年度については、これらの事業に加え、うま農業協同組合が肥料価格高騰に伴う支援事業を実施したため、例年の補助金額に300万円を追加し、870万円の補助を行った。

議案第31号 令和6年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計予算

質 疑

○委員

公共用地先行取得について、国道の用地を市が携わって先行取得することは法律が変わった等の要因により実施するものか伺う。

○理事者

以前より、このような先行取得は一つの手法として実施されており、バイパスの直近の事例としては、中之庄地域の工区が土地開発公社により先行取得されている。

今回は、市が事業主体としてこの先行取得の手法を実施するものである。

○委員

市が取得した用地の名義等の取扱いについて伺う。

○理事者

一旦は、市が取得するため市の名義となる。その後、市が取得した用地を翌年度以降の4か年で、毎年、国が買い戻し、最終的には国の名義になるものである。

○委員

市にとって大きな負担があるように思われるが、メリットはあるのか。

○理事者

バイパス整備事業を早く進めるために行うものであり、それがメリットである。

○委員

国が直接用地を取得した方が単価も高くでき、早く事業が進むのではないかと考えるがいかがか。

○理事者

単価については、国が買う場合も市が買う場合も同じである。地元である市の利点を生かすことで、用地取得を効率的に進めることができると考える。

議案第32号 令和6年度四国中央市福祉バス事業特別会計予算

質 疑

な し

議案第33号 令和6年度四国中央市港湾上屋事業特別会計予算

質 疑

○委 員

上屋の使用料の値引きについて、いつ頃に行ったかを伺う。

○理事者

上屋の使用料は、平成30年に改定を行った。

議案第34号 令和6年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計予算

質 疑

な し

議案第35号 令和6年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計予算

質 疑

な し

議案第36号 令和6年度四国中央市駐車場事業特別会計予算

質 疑

○委 員

現在の各駐車場の料金の設定方法について伺う。また、不足している駐車場などがな
いかについても伺う。

○理事者

駐車料金については、固定資産税や周りの駐車場との関係により設定している。駐車
場の不足については、高速バス利用者駐車場が週末に満車となることがあるため、対応
等を検討してまいりたい。それ以外では、現在、駐車場の不足はない。

議案第39号 令和6年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計予算

質 疑

○委 員

土砂の搬入について、土砂の受入れ条件等を伺う。

○理事者

土砂の種類は、造成に適した第1種から第3種までの建設発生土としている。現在受
入れをしている土砂については、公共工事の建設発生土のみである。そのため、民間の
工事による土砂は受け入れていない。

○委 員

公共工事であれば、市、県、国が対象ということか。

○理事者

そのとおりである。

○委員

分譲区画の用途について、利用計画にある業種は限定されており変更等ができないものであるか伺う。

○理事者

土地の用途については、埋立地の北側半分は、港湾計画や埋立免許により倉庫業以外に変更はできない。南側半分の建設業用地については変更できないが、パルプ等、生産用機械、食料品の区画については、例えば食料品の区画をパルプ等とするなど変更が可能である。

議案第40号 令和6年度四国中央市水道事業会計予算

質 疑

○委員

数年前にも水道料金負担軽減として、基本料金が無料となることがあったと思うが、一般会計から企業会計へ繰出しすることが可能であるか、考え方について伺う。

○理事者

一般会計から企業会計への繰出しについては可能である。それがなければ水道料金の値上げにつながる可能性があるため、今回の負担軽減事業については、一般会計から補填をしているものである。

議案第41号 令和6年度四国中央市工業用水道事業会計予算

質 疑

な し

議案第42号 令和6年度四国中央市公共下水道事業会計予算

質 疑

な し

所管事務調査について

別紙、所管事務調査通知書のとおり

主要事業 「城山下臨海土地造成事業」

質 疑

○委員

総事業費の内訳について、土砂購入費から土砂受入手数料の収入額が差し引かれるものであるか伺う。

○理事者

土砂購入費については、後谷地区などの土砂を購入するものであり、受入手数料による財源は、造成工事費の増額分、受入れに係る造成地の管理費等に充てられる。

○委員

土砂の搬入については、船舶によるものもあるか伺う。

○理事者

80万立米のうち、46万立米は船舶で運ばれる。

主要事業 「漁港海岸整備事業」

質 疑

な し

所管事務等調査表

四国中央市議会

所 管 事 務 等 調 査 表

1 目的及び事項

委員会活動の充実を図るため、下表の事項を調査する。

2 方 法

各委員会とも委員の国内外の派遣を含む能動的な調査方法をとる。

3 期 間

令和6年4月1日から令和6年11月27日まで継続し、議会閉会中も調査を行う。

委 員 会	調 査 事 項
産業建設委員会	1 商工業の振興に関する事
	2 労政に関する事
	3 観光事業に関する事
	4 交通に関する事
	5 農林水産業に関する事
	6 地籍調査に関する事
	7 漁港に関する事
	8 市有山林の管理運営に関する事
	9 農業委員会に関する事
	10 道路及び橋梁に関する事
	11 河川に関する事
	12 国道対策に関する事
	13 港湾に関する事
	14 海岸に関する事
	15 臨海土地造成に関する事
	16 下水道に関する事
	17 都市計画に関する事
	18 公園及び緑地に関する事
	19 建築指導に関する事
	20 市営住宅に関する事
	21 水道事業及び工業用水事業に関する事
	22 簡易水道に関する事
	23 政策課題に関する事
	24 その他当委員会の所管に関する事項